

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

横浜市

2 構造改革特別区域の名称

よこはま若者サポートステーションにおけるハローワークインターネットサービス
求人情報を利用した職業紹介特区

3 構造改革特別区域の範囲

横浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

近年全国的に失業率が上昇する中、本市では平成 17 年の失業率が全国平均を上回る状態となり、失業対策が急務となった。特に 35 歳未満の失業率が他の年齢に比べて高く、その背景には、経済情勢の悪化だけでなく、ニートと呼ばれる若者の存在が話題となったように、就労意識や働くということに対する自信が欠如していたり、社会適応性が不足しているなど、就職活動を行なう以前に何らかの問題を抱えている数多くの若者の存在があった。

こうした若者に対しては、仕事に求められる知識・スキルの習得の支援だけでなく、職業意識の醸成や社会適応の促進を含む、包括的で継続的な支援が必要であるため、本市は平成 18 年度に「よこはま若者サポートステーション」に対する補助事業を開始し、上記のような若者の社会的自立・職業的自立支援に積極的に取り組んできた。

事業開始以降のよこはま若者サポートステーション利用者の就労支援実績は下記の通りである。

平成 18 年 12 月～平成 22 年 7 月時点実績

- ・累計利用登録者数 1,366 名
- ・就職決定者（正規） 97 名
- ・就職決定者（非正規） 336 名

上記の通り、よこはま若者サポートステーションは一定の就労実績を残してきているが、就労段階の支援の現状には次のような課題がある。

- ①支援の結果就職活動を行えるような状態になった利用者には、自分自身でハローワークを利用してもらい、就職活動を行ってもらっている。しかし、ハローワークは非常に混雑しており、相談や紹介状発行の手続きに時間がかかったり、また、利用者の個々の状況、特性等を把握してもらうのにも、一定の時間を要するため、結果として、個々にあった就労先を紹介してもらうのに時間がかかってしまっている。
- ②就労意欲、スキル等はあるが、生活面やメンタリティーに、いまだ課題を抱えているため、ハローワークで就職活動を行う状態に達していない若者に対しては、生活面等のきめ細かな、包括的な支援を行いつつ、よこはま若者サポートステーション

自らが開拓した事業所への職業体験や、インターシップなどを組み合わせて就労に結び付けている。

上記のような課題を解決し、今後より多くの利用者を就労に結びつけていくための具体的な取組の一つとして、よこはま若者サポートステーションによる職業紹介がある。ハローワークインターネットサービスの求人情報を活用した職業紹介事業をよこはま若者サポートステーション自身が行なうことで、上記のような状況にある利用者に対して、より効率的で効果的な職業紹介が可能となり、よこはま若者サポートステーションの設置目的である生活支援から就労支援までのトータルな若者支援が実現できる。

しかし、ハローワークインターネットサービス求人情報において事業所名などが非公開のものについては、よこはま若者サポートステーションが当該事業者から求人申し込みを依頼することができないため、事実上ハローワークでしか職業紹介が行えない状態となってしまう。支援が分断され、よこはま若者サポートステーションにおけるトータルな支援が行えない状態となってしまうため、事業所名等が非公開となっている事業所については、よこはま若者サポートステーションに対して開示する措置が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、平成 21 年度策定の次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」において、基本施策の 1 つに「困難を抱える若者の自立支援の充実」を掲げ、社会的・経済的な自立に向けた支援に取り組んでいる。

経済的な自立＝就労は、生活面や精神面で様々な困難を抱える若者にとって容易なものではない。就労支援は、生活面・精神面での支援と密接不可分なものである。

これらをトータルで支援するため、平成 18 年度によこはま若者サポートステーションを設置したが、ノウハウ、情報、運営体制等の制約から期待される姿には至っていない。

規制の特例措置を利用することで、現在非公開とされている情報を含めハローワークの持つ全ての求人情報の把握が可能となり、これらを活用してよこはま若者サポートステーション自身が職業紹介を行うことで、利用者にとっては、「待たされない。同じことを再度説明しないですむ。」「よこはま若者サポートステーションで生活支援を受けながらも、同時に就職活動にも取り組むことができる。」などの利点があり、よこはま若者サポートステーションにおける生活支援から就労支援まで一貫した支援を受けることが可能となる。

また、特区計画とあわせて、後述する「若者サポートステーション機能強化事業（パーソナル・サポートモデル推進事業）」もあわせて実施することで、本市の目指す、困難を抱える若者ひとり一人の状況に応じた社会的・経済的な自立支援の充実が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

よこはま若者サポートステーションにおいて、これまで実施してきた若者に対する生活支援から就労支援に加え、ハローワークインターネットサービス上で事業所名が非公開にもものも含めた、無料職業紹介を一体的に実施することで、より多くの若者を就労につなげていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

ハローワークインターネット求人情報上で事業所名等が非公開になっている事業所についてもよこはま若者サポートステーションが職業紹介を行なうことができるようになることで、無業状態にある若者の就労が促進される効果がある。

自分自身でハローワークに行き就職活動を行なうことが難しい利用者にとっては、よこはま若者サポートステーションが行なう職業紹介は就労のための非常に重要な支援である。仮に、規制の特例措置がなければ、せっかく適切な事業者が見つかったのに、事業者名等がわからないために就労への道が閉ざされてしまう可能性がある。このような利用者一人ひとりから見れば、規制の特例措置が与える影響は非常に大きいものであり、重要なものであると言える。

またハローワークの職業相談窓口は現在非常に混雑しており、1時間から3時間待ち時間が発生している。よこはま若者サポートステーションで上記のような職業紹介行えるようになることで、ハローワークの混雑緩和にも一定の効果があることが期待される。ハローワークの相談員の負担の軽減にもなり、その分を他の失業者への支援・対応に向けることができ、結果として、全体の失業率の改善にも寄与することが期待される。

8 特定事業の名称

937 NPO法人による職業紹介に対する支援事業

9 構造改革特別区域において実施している特定事業に関連する事業

(1) よこはま若者サポートステーション事業

学校卒業、中途退学又は離職後、一定期間無業状態にある若者等の職業的自立を支援するため、若者やその保護者に対して個別・継続的な相談、各種セミナー、職業体験など、総合的な支援を行っている。平成18年度から本市が補助事業として実施し、平成19年度からはよこはま若者サポートステーションを運営する団体が、厚生労働省から「地域若者サポートステーション事業」もあわせて受託し、事業を行っている。

(2) 若者サポートステーション機能強化事業（平成22年12月以降）

若者サポートステーションの利用者の中には、障害、貧困、虐待などの様々な複合的問題を抱える若者がおり、こうした利用者に対しては利用者一人ひとりの事情に応じた、個別的・継続的・包括的支援をより丁寧に行っていく必要がある。こうした若者サポートステーションの機能を強化するため、若者サポートステーションに新たな相談員を配置し、相談体制を充実させる。

なお、本市は、緊急雇用対策本部の第3回セーフティネットワーク実現チーム会合（平成22年7月20日）において「パーソナル・サポート・モデル推進事業」の実施箇所として指定されており、本事業は、「パーソナル・サポート・モデル推進事業」として実施するものである。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

937 NPO法人による職業紹介に対する支援事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

よこはま若者サポートステーションを運営するNPO法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

よこはま若者サポートステーションを運営する「特定非営利活動法人ユースポート横濱」

(2) 事業が行われる場所

よこはま若者サポートステーション

(3) 事業の実施期間

特区計画認定の日以降

(4) 事業により実現される行為

よこはま若者サポートステーションの利用登録者に対して、ハローワークインターネットサービス上で事業所名が非公開のものも含めて、無料職業紹介を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

※下記(1)、(2)については別表「特例措置の内容イメージ図」参照のこと

(1) 規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

若者サポートステーションの支援を受けて、就労が可能になった利用者の中には、ハローワークが非常に混雑していたり、または、それまで支援を受けていた若者サポートステーションの相談員とは別に、新たにハローワークの相談員とコミュニケーションをとって就職活動を行なうことに不安を覚え、ハローワークをスムーズに利用できない方がいる。

若者サポートステーションにおいても無料職業紹介を実施することで、上記のような利用者に対して、スムーズな就労支援を行なうことができるが、ハローワークがインターネットで提供している求人情報の中には、利用者のニーズとマッチしていつつも、事業所名などが非公開であるため、若者サポートステーションにおいて職業紹介を実施することができない、というケースがあるため、規制の特例措置を実施し、非公開の事業所についても公開とし、若者サポートステーションにおいてより適切な職業紹介を実施できるようにする必要がある。

(2) 特例措置の内容

よこはま若者サポートステーションを運営する職業紹介事業の許可を有するNPO

法人が、求職者との職業相談の過程において、ハローワークインターネットサービス上に事業所名非公開として掲載されている特定の求人を職業紹介すべき求人として選択し、当該NPO法人ごとに国が指定する公共職業安定所に対して当該求人の事業所名を照会した場合、当該公共職業安定所が当該求人事業主に対して、当該NPO法人に当該事業所名を開示することの可否を確認し、その了解が得られた場合にこれを当該NPO法人に開示する。

(3) 特例措置に伴い必要となる手続きについて

①横浜市が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、NPO法人ユースポート横濱が、神奈川県労働局に、適用申請を行う。

②申請を受けた神奈川県労働局は、当該NPO法人からの照会を受け付ける公共職業安定所を指定し、これを当該NPO法人に通知する。